

アライアンス支援に関する報酬・実費等について(2007.8)

被提携(譲渡)企業

1. 案件化料(*)及び企業評価料(**)(***)

簿価総資産額	案件化料	企業評価料	合計金額
5 億円以下	30 万円	30 万円	60 万円
5 億円超 20 億円以下	50 万円	50 万円	100 万円
20 億円超	100 万円	100 万円	200 万円

(*)案件化料は、企業提携が成約した場合、2の成功報酬の内金とされない。

(**)案件化料及び企業評価料は、理由のいかに拘わらず返金しない。

(***)企業評価に際し、市場予測、特別な技術評価、不動産鑑定をする場合は応談。

2. 成功報酬(*)

譲渡企業の時価総資産額(営業権を含む)	手数料率
5 億円以下の部分	5%
5 億円超 10 億円以下の部分	4%
10 億円超 50 億円以下の部分	3%
50 億円超 100 億円以下の部分	2%
100 億円超の部分	1%
ただし、最低額は1,000万円。	

(*) 以下の項目については成功報酬には含まれない。

買収監査、不動産鑑定、税務企画費用

弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等に業務委嘱した場合の報酬・費用

(注) 上記金額のほか、別途消費税をお支払ください。

= 計算例 =

譲渡企業の時価総資産額(営業権を含む)が20億円の場合

・ 5 億円以下の部分 5 億 × 5% = 2,500 万円 . . .

・ 5 億円超 10 億円以下の部分 5 億 × 4% = 2,000 万円 . . .

・ 10 億円超 50 億円以下の部分 10 億 × 3% = 3,000 万円 . . .

報酬額 + + = 7,500 万円